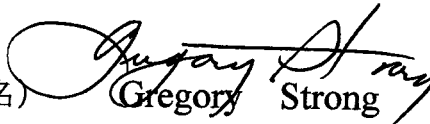


陳 述 書

平成24年1月9日

東京地方裁判所 御中

(住 所) 川崎市高津区上作延 230-1

(氏 名) 
(グレゴリー・ストロング)

第1 略歴と現在の職務

1 略歴

私は、1992年から青山学院大学で勤務を始めました。2005年に同大学の教授に就任して現在もその職に就いています。

2 語学講師採用に関する役割

青山学院大学では、人事委員会が、非常勤の語学講師の採否を決定します。私を含め同僚の外国人教授らは、採用を希望する外国人からの応募書類を見て、採用基準を満たしているか確認し、同委員会に報告します。私自身には、応募者の採否を決定する権限はなく、採用基準を満たしているか確認するだけです。

第2 証拠として提出されているメールについて

今回の件で、原告から証拠として提出されているメール(甲2)は、私がデニス・リッチーズ氏に送ったもので間違いありません。このメールを送ることになった経緯について、お話します。

第3 原告からのメールの受信